

# はじめに

安延 申  
池田 信夫

2001年1月のe-Japan計画の公表以来、予算の増大、各種法制の新規立法や改正といった形で様々な政策が展開されている。2000年春以降、いわゆるIT企業の株価が急落を続け、一時は書店の平積み棚に山積みになっていたIT本の類も急速に数を減らしているのとは好対照である。

一方で、こうした政策展開の過程で、当初予期しなかった様々な混乱、トラブル、課題が顕在化してきた。もっとも顕著な例は、昨年8月から第一次稼働、今年夏から第二次稼働<sup>1</sup>が予定されている住民基本台帳ネットワークや個人情報保護法案の是非を巡る論争であろうが、それ以外にも、公的な情報システムの政府調達を巡る著しい安値入札や巨額の随意契約の問題、電子行政サービスの実施に伴うセキュリティの問題など、様々な問題が出現している。

本稿は、こうした、e-Japan、電子政府、或いは個人情報保護を巡る様々な論争の中から、特に、個人情報保護と政府のシステム調達の問題に着目し、今年の2月に独立行政法人 経済産業研究所で行われたシンポジウムでの議論を核にしてとりまとめたものである。シンポジウムでの議論に当たっては、単なる「批判のための批判」を戦わせたり、「政策をつぶすための議論」を展開するのではなく、できるだけ「alternative な政策の回答」を明らかにするように務めたつもりである。

第一章では、個人情報保護の問題を取り上げている。この問題は、古くて新しい問題であるが、非常に扱うのが難しい問題でもある。昔から「井戸端での近所の噂話」は存在したし、その中での格好の話題が隣近所のプライバシーに関するものであることは変わらない。しかし、井戸端の噂話を一々取り上げて法規制しては、人々の暮らしは成立しないし、実際そのような法律が執行・運用可能であるとも思えない。ところが、最初は、印刷メディア、電波メディアといった、いわゆるマスメディアの発達によってプライバシーの保護を巡る議論が巻き起こった。しかし、従来のメディアに関しては、多くの国で「報道の自由」、「表現の自由」が一般的に認められてきた権利であったため、どちらかと言えばそちらが優先され、プライバシー保護問題や個人情報保護問題が顕在化したのは、一部の極端な事例に関してのみであった。ところがコンピュータ、インターネットという大量記憶、大量伝送の可能なツールが登場したとたんに個人情報保護を巡る議論も第二ステージとも言うべき段階に移った。インターネットの発達によって、極端に言えば、世界規模で「井戸端の噂話」ができるようになってしまったのである。こうなって始めて、「個人情

---

<sup>1</sup> 住民基本台帳ネットワークは、昨年8月末から稼働した第一次サービス(主として行政機関内でのネットワーク活用)と本年8月から稼働する第二次サービス(非居住地での住民票写しの交付などのサービス)の二段階に分けて稼働スケジュールが組まれている。

<http://www.soumu.go.jp/c-qyousei/daityo/index.html#03>

報の保護」という問題を、法的にどのように捉え、対応するかがシリアスな政策課題となってきた。この問題は簡単ではない。まず、井戸端の噂話と世界規模のネット上の噂話の間で法的な情報保護の扱いに差を付けるかどうかという問題がある。また、どういった法体系が技術的観点から、或いは、経済の将来的な発展に与える影響という観点から、相応しいのかと言った問題もある。これらは、情報化社会の将来という視点で考えた場合に非常に重要な問題である。しかし、我が国でこうした議論が真剣になされたことは少なく、常にこの法律は、「メディア規制」の問題として報道されてきた。<sup>2</sup>この結果、現在にいたっても、「個人情報保護法 = メディア規制法」といった形の議論が、国会を含む色々なところでおこなわれている。

本稿では、経済産業研究所の池田信夫上席研究員がこうした先入観を取り払った大胆な主張を示されたこともあって、他ではなかなか見られない、斬新な視点からの議論が展開できたと思っている。ただ、残念ながら、個人情報保護法を巡って、終始議論の中心にあったマスメディアからは、議論への主体的な参加、或いは本稿の執筆に関しての協力を頂くことはできなかった。

第二章では、政府のシステム調達の問題を取り上げている。これも個人情報保護の問題と同じく、古くて新しい問題である。1980年代から、いわゆる「1円入札」問題は存在した。しかし、特に、ここ数年間、情報システムの政府調達を巡って様々な問題が噴出してきている。これは、一つには、e-Japan 計画の推進、電子政府や電子自治体の推進をきっかけとして官公需のマーケットが非常に大きくなってきたことが背景として存在する。計算方法によって違いはあるが、2002年度で、我が国の情報システム需要の10%前後は官公需が占めていると考えられる。これは国際的に見て著しく高いと言われている、土木建設業の官公需比率（15%前後といわれている）に迫る数値である。

すでによく知られている事実ではあるが、世界最初のコンピュータ、IC（集積回路）、半導体、データベース、インターネットや暗号、認証技術などの開発・発展において欧米、特に米国の公的な市場が果たしてきた役割は非常に大きい。それにも関わらず、我が国で取り上げられるのは、安値入札や高値入札、使えない公共システム、重複するシステム調達、互換性の無さなどネガティブなニュースばかりである。これはいったい何に起因するのだろうかというのが第二章の問題意識である。

全体として、本書においては、問題提起の論文、それを巡る議論とともに賛否双方の立場から公平な議論が提起されるよう、立場を異にする人々にも執筆を依頼した。一部の例外を除いてはみなさんが快諾してくれた。深く感謝したい。

---

<sup>2</sup> 余談であるが、筆者が、「個人情報保護法で従来型のメディアを特別扱いする議論はおかしい。報道の自由、表現の自由というのは、インターネットなどの新しい媒体の上でのメディアにも認められるべきだし、議論するのであれば、そうした視点も含めて議論すべきだ」というコラムをある地方紙に掲載しようとしたところ、「困る」ということで、掲載を見送られてしまった。これは、表現の自由の侵害ではないのだろうか？